

自家用電気工作物保守点検委託仕様書

- 1 事業名称 自家用電気工作物保守点検委託
- 2 委託者 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
- 3 所在地 千葉県佐倉市大蛇町790番地4 さくら斎場
- 4 契約期間 契約日から令和10年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- 5 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 6 保安管理をする施設の特徴
当組合の施設「さくら斎場」は、葬儀式場等を有する火葬場であり、佐倉市、四街道市及び酒々井町で構成する公共施設である。
- 7 委託概要
受託者（以下「乙」という。）は、電気事業法を遵守し、委託者（以下「甲」という。）の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の保安管理業務を行うものとする。
履行の細目は、別紙「履行細目書」に基づくものとする。
- 8 自家用電気工作物の概要
 - (1) 事業場の名称 さくら斎場
 - (2) 事業場の所在地 千葉県佐倉市大蛇町790番地4
 - (3) 需要設備
 - ① 設備容量 650 キロボルトアンペア
 - ② 受電電圧 6,600 ボルト
 - (4) 非常用予備発電装置
 - ① 発電機定格容量 200 キロボルトアンペア
 - ② 発電機定格電圧 200 ボルト
 - ③ 原動機の種類 ディーゼル
- 9 絶縁監視装置（自動通報方式）の設置
 - (1) 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙は低圧電路の絶縁状態を常時（履行期間において24時間）監視し、異常の場合、自動的に乙に通報する装置（以下「絶縁監視装置（自動通報方式）」という。）を設置するものとする。
 - (2) 絶縁監視装置（自動通報方式）は、乙の所有とし、装置の設置、撤去及び保守等に要する費用は、本業務に含むものとする。
 - (3) 絶縁監視装置（自動通報方式）は、履行開始月（4月）に速やかに設置すること。
- 10 点検の頻度
自家用電気工作物の維持及び運用における定期的な点検、測定及び試験の頻度は次のとおりとする。
 - (1) 月次点検 … 隔月1回
主として運転中の施設の点検、測定及び試験
 - (2) 年次点検A … 毎年1回
主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験
 - (3) 年次点検B … 3年1回
主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験※ 上記に定める年次点検Aには月次点検が、また、年次点検Bには年次点検Aが含まれる。

(4) 臨時点検 … 必要の都度

絶縁監視装置（自動通報方式）からの警報を受信した場合等、異常の発生又は、発生するおそれがある場合に原因調査のため、必要に応じ特別な点検を行うものとする。緊急の場合は、休日や夜間等の時間帯を問わず対応すること。

11 受電設備の清掃業務

乙は、年次点検A又はBを実施する際に、キュービクル内等受電設備の清掃業務（以下「清掃業務」という。）を行うものとする。

乙が実施する清掃業務の具体的内容は次によるものとする。

- (1) 停電に際しては、事前に負荷の状態を把握すること。
- (2) 受電室・キュービクル内のほこり、砂、泥等を掃除機などで除去すること。
- (3) 母線、遮断器、碍子、端子盤等に付着したほこりを除去するとともに変圧器、油入開閉器等の外面の汚れを拭き落とすこと。
- (4) 受・配電盤の表面、刃型開閉器接触部分等は乾いた布等で十分清掃を行うこと。
- (5) 高圧側の絶縁抵抗測定を実施すること。
- (6) 業務終了後は、設備について接続部の脱落、緩み等の点検の見直しをすること。
- (7) 復電後は、負荷の状態に異常がないか確認すること。

12 保険の加入

乙は、保安全管理業務を行うにあたり、故意または過失によって甲または、第三者に与えるおそれがある損害（甲の職員または第三者の感電、点検に伴う機器の損傷等）に対して、十分な賠償責任保険に加入すること。

また、落雷等の事故を保証する受電設備保証保険に加入すること。

13 事業への専念

乙は、電気保安全管理業に専念し、他に職業を有しないこと。

14 再委託の禁止

乙は、契約した業務の全部または一部を他の者に再委託してはならない。

ただし、乙が個人であって、本人の急病等で真にやむを得ない理由がある場合は、甲が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することができるものとする。

15 緊急時の対応

乙は甲に電気事故・故障が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をするものとし、事業場へは、原則として1時間程度で到達し対応すること。

また、非常災害（台風、襲雷、地震等）の復旧に協力すること。

16 保安教育

甲の職員に対する電気工作物の保安に関する教育、災害その他電気事故が発生した場合の処置について行う演習訓練について、甲から要請を受けた場合、乙は、その訓練に協力するものとする。

17 保安監督部への申請、届出等

乙は、本業務における関東東北産業保安監督部長宛の保安全管理業務外部委託承認申請書等、すべての書類の作成及び手続きを行うものとする。

- (1) 関東東北産業保安監督部長宛の保安全管理業務外部委託承認申請については、乙が引き続き前年と同一の者である場合は必要ない。なお、この申請が取り消しになった場合、甲は、この契約を一方的に解除できるものとする。

18 委託料の支払い

乙は、各年度毎に業務が完了後、請求するものとし、甲は、請求書を受領後30日以内に支払うものとする。

19 その他

乙は、保安管理業務を行うにあたり、業務上付帯的に実施しなければならないもの、あるいは甲が特に指示したものは本書に記載のないものであっても、委託料の範囲内において誠実に実施すること。

この仕様書に定めなき事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

履行細目書

1 委託業務の内容

- (1) 乙が実施する保安管理業務は、次によるものとします。
- ① 自家用電気工作物保守点検委託仕様書（以下「仕様書」という。）8に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について甲に報告すること。
 - ② 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは電力会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につとめるべき措置について報告するとともに、必要に応じて、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きを行うこと。
 - ③ 仕様書9の絶縁監視装置（自動通報方式）からの警報を乙が受けた場合、乙は、連絡責任者に連絡し当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ保安業務従事者が点検を行うなど、適切に対処すること。
 - ④ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - ⑤ 仕様書8に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きを行うこと。
 - ⑥ 仕様書8に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
 - ⑦ 仕様書8に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じてそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (2) 前(1)の乙に委託する保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとします。これに関し、甲の求めに応じて乙は助言を行うこととします。
- ① 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
 - ② 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
 - ③ 点検時現場に設置されていない移動用機器等
 - ④ 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
 - ⑤ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
 - ⑥ 高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等
 - ⑦ 業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等
- (3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、前(1)によるほか、甲は自主的に安全の確認を行い、善良な管理に努めるものとします。

2 甲及び乙の協力及び義務

- (1) 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとします。
- (2) 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

3 点検、測定及び試験の基準等

- (1) 本履行細目書（以下「本文」という。）1(1)①に基づく定期的な点検、測定及び試験は**別表1**によるものとします。
- (2) 本文1(1)②のうち、必要の都度行う臨時点検は次によるものとします。
- ① 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うものとします。
 - ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含みます）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
 - ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

- ② 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うものとしします。
- (3) 本文1(1)⑦に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週1回行うものとしします。
- 4 甲乙相互の通知
- (1) 甲は、次のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに乙に通知するものとしします。
- ① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
 - ② 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
 - ③ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
 - ④ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
 - ⑤ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
 - ⑥ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
 - ⑦ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
 - ⑧ 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
 - ⑨ 電気の保安に関する組織を変更する場合
 - ⑩ 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
 - ⑪ 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合
 - ⑫ 電力会社等との契約電力を変更する場合
 - ⑬ 絶縁監視装置（自動通報方式）が警報を発した場合
 - ⑭ その他必要な場合
- (2) 乙は、次に掲げる事項を甲に通知するものとしします。
- ① 乙の執務時間内における乙への連絡方法
 - ② 乙の執務時間外における乙への連絡方法
 - ③ その他必要な事項
- 5 連絡責任者等
- (1) 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この業務の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとしします。
- (2) 甲は、前(1)の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとしします。
- (3) 甲は、前(1)、(2)に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとしします。
- (4) 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとしします。
- 6 実施日程等
- (1) 乙は、本文1(1)①に定める業務について、次のとおり、実施するものとしします。
- ① 月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）については、原則として、平日の乙の執務時間に実施すること。
なお、日程は、実施日の1週間前までに甲に連絡すること
 - ② 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）については、施設の休場日（友引）の原則として土曜又は日曜に実施し、午後1時まで完了すること
なお、日程は、甲乙協議の上、実施日の2ヶ月前までに決定するものとする。
- (2) 甲は、前(1)の実施予定日を尊重し、これに協力するものとしします。ただし、やむを得ない理由により、日程の変更を必要とする場合は、甲乙協議の上、新たな日程を定めるものとしします。
- (3) 年次点検等の実施において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きは、乙が行うことができるものとしします。
- 7 事業場内の立入り等

乙は、保安管理業務を行うため、必要に応じて甲の事業場内に立ち入ることができるものとします。この場合において、乙は、甲の服務規律を尊重するものとします。

8 保安業務担当者の資格等

- (1) 乙は、保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」といいます）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとし、仕様書 8 に掲げる事業場の担当者（以下「保安業務担当者」といいます）には、保安業務従事者から指名するものとします。
- (2) 保安業務担当者は、必要に応じて保安業務従事者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- (3) 保安業務従事者は、保安管理業務に従事する証を常に携行し、甲の求めに応じて提示することとします。
- (4) 保安業務従事者は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。
- (5) 乙は、保安業務担当者及び前（2）に該当する保安業務従事者を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知するものとし、甲はその内容を確認することとします。また、変更の場合も同様とします。

9 記録の確認等

乙は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとします。

10 支払条件等

- (1) 委託料は、当該業務完了後乙が適法な請求書を提出し、甲が受理した日から 30 日以内に支払うものとします。
- (2) 甲の乙に対する支払いは、乙の指定する金融機関に払い込むものとし、払込日をもって支払われたものとします。
- (3) 契約が消滅し又は変更した場合は、必要に応じて委託料の精算をするものとします。

11 損害賠償の免責

乙は、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとします。

- ① 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が報告、助言した事項について、甲が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合
- ② 甲が法令又は契約に違反することにより損害を生じた場合
- ③ 本文 4（1）に掲げる甲から乙への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合
- ④ その他乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

12 記録の保存

乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において 3 年間保存するものとします。

13 絶縁監視装置（自動通報方式）の設置等

- (1) 乙が所有する絶縁監視装置（自動通報方式）は、乙が甲の事業場に設置するものとします。
- (2) 甲は、乙が絶縁監視装置（自動通報方式）を設置する場所の提供、電話回線などの既存の施設の利用について便宜を供するものとします。
- (3) 絶縁監視装置（自動通報方式）及び設置工事に要する費用は、乙の負担によるものとします。
- (4) 絶縁監視装置（自動通報方式）の保守は乙が行うものとし、その費用は、乙が負担するものとします。
- (5) 甲は、乙の絶縁監視装置（自動通報方式）を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。
- (6) 絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を、甲の加入電話回線を利用して、乙の事業所に通報する場合の電話料は、甲が負担するものとします。

14 絶縁監視装置（自動通報方式）の撤去

乙は、本文 17（2）に基づき絶縁監視装置（自動通報方式）の契約を更改する場合及び本文 18 により契約を解除した場合は、絶縁監視装置（自動通報方式）を撤去するものとします。

15 備品等の整備

甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備

品及び消耗品等を整備するものとします。

16 機密の保持

甲及び乙は、本契約により知り得た機密を他にもらさないものとします。

17 契約期間内の更改

(1) 甲及び乙が次のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。

- ① 設備容量が変更された場合
- ② 受電電圧が変更された場合
- ③ 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- ④ 甲が保安規程を変更する場合

(2) 絶縁監視装置（自動通報方式）の設置に関し次のいずれかに該当する場合は、契約有効期間内であっても、甲乙協議の上、この契約を更改することができるものとします。

- ① **別表2**「信頼性の高い需要設備の要件」を満たさなくなった場合
- ② 甲の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置（自動通報方式）による監視が不能となった場合
- ③ 甲より絶縁監視装置（自動通報方式）の撤去の申し出があった場合

18 契約の解除等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができるものとします。

- ① 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
- ② 甲が委託料の支払いを遅滞した場合

(2) 前(1)のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1か月前までにその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。

(3) 仕様書8に掲げる自家用電気工作物が、次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。

- ① 廃止された場合
- ② 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
- ③ 一般用電気工作物となった場合
- ④ 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合

19 契約事項等の解釈

契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

以下余白

別表1

点検、測定及び試験の基準等

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検方法	月次点検	年次点検		
			A	B	
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる区分開閉器等 引込線 (架空電線、支持物ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1	○
		区分開閉器動作試験		○ ※1	○
		保護継電器動作試験		○ ※1	○
		保護継電器動作特性試験			○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1	○
	遮断器 断閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
	電力ヒューズ	絶縁油の点検・試験			○ ※4
		外観点検	○	○	○
	計器用変成器	絶縁抵抗測定		○	○
		外観点検	○	○	○
	変圧器	絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○ ※4
		外観点検	○	○	○
	電力用コンデンサ	絶縁抵抗測定		○	○
外観点検		○	○	○	
避雷器	絶縁抵抗測定		○	○	
	外観点検	○	○	○	
母線	絶縁抵抗測定		○	○	
	外観点検	○	○	○	
その他の高圧機器	絶縁抵抗測定		○	○	
	外観点検	○	○	○	
配電制御回路	絶縁抵抗測定		○	○	
	保護継電器動作試験		○	○	
	保護継電器動作特性試験			○	
	計器校正試験			○	
	制御回路試験		○	○	
	外観点検	○	○	○	
受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	絶縁抵抗測定				
	外観点検	○	○	○	
接地装置	絶縁抵抗測定		○ ※2	○	
	外観点検	○	○	○	

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検		
				A	B	
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物 ケーブル)	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
	断開器、遮断器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		内部点検			○	
		絶縁油の点検・試験			○ ※4	
	接地装置	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		○ ※2	○	
	非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○	○
			始動試験	○ ※3	○ ※3	○ ※3
機関保護継電器動作試験				○	○	
発励接 磁地装置		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○ ※2	○	
遮断配 制御装置		外観点検	○	○	○	
		保護継電器動作試験		○	○	
		保護継電器動作特性試験			○	
		制御装置試験		○	○	
その他は受電設備に準ずる						
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充付接 電属装 地装	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○ ※2	○	
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置 電気溶接機 照明装置 配線、配線器具 その他機器 接地装置	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		接地抵抗測定		○ ※2	○	
		絶縁監視		常時		

- 注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。
- (2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施しないことがあります。
- (3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。
- (4) ※3を付した項目は、乙が実施するほか、乙の指導を受けて甲が必要に応じて実施するものとします。
- (5) ※4を付した項目は、PCB混入のおそれがある場合は試験を省略することがあります。
- (6) 「絶縁監視」とは、変圧器のB種接地工事の接地線に絶縁監視装置を取付け、低圧電路の絶縁状態を監視することをいいます。
- (7) 変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む。)と大地間との絶縁抵抗測定は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

別表 2

信頼性の高い需要設備の要件

信頼性の高い需要設備とは、次の（１）から（５）までの要件のすべてに適合する需要設備をいう。

- （１）構外にわたる高圧電線路がないもの
- （２）柱上に設置した高圧変圧器がないもの
- （３）高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
- （４）保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
- （５）責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

以下余白